

### 入札及び契約状況表

番 号	1	委 託 業 務 名	ニセコ積丹小樽海岸国定公園 湯本温泉野営場公衆トイレ等再整備実施設計委託業務			場 所	磯谷郡蘭越町宇湯里	種 別	建築
入札方法	(条件付・制限付) 地域限定型) 一般競争入札-(公募型・簡易公募型・工事希望型・通常) 指名競争入札-随意契約								
入札公告・指名通知日	令和5年(2023年)10月5日			入札執行日時	令和5年(2023年)10月24日 15時30分				
予 定 価 格	入札書比較価格	最低制限価格	低入札調査基準価格						
2,020,700円	1,837,000円	1,573,000円	円						
入札参加資格者名	入札金額(単位:円)								摘要
(入札業者名)	第 1 回	第 2 回	第 3 回						
チカラ総合設計株式会社	1,700,000			落札・落札率 92.5%					
指名したものの商号又は名称(契約の相手方の商号又は名称及び住所)を公表した日 令和 年 月 日									
資格審査不適合業者(非指名業者)名	理 由								
契約者名	チカラ総合設計株式会社			住 所	札幌市西区福井10丁目5番5号				
契約金額	1,870,000円	期 間	令和5年10月31日	～ 令和6年3月8日					
概 要									

一般競争入札参加資格要件

【入札公告】  
 入札に参加する者に必要な資格  
 次の要件を全て満たしていること。  
 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち建築物の設計の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
 (4) 公告日から起算して過去15年間に、国(独立行政法人及び国立大学法人含む。以下同じ)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。以下同じ)と設計業務の元請けとして契約を締結し、かつ、履行した実績があること。  
 (5) 業務の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。  
 なお、管理技術者の資格要件については、特記仕様書による。  
 (6) 北海道内に本店を有し、かつ後志総合振興局、石狩振興局、胆振総合振興局及び渡島総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。  
 (7) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。基準に該当する者のした入札は無効とする。  
 なお、(6)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。  
 また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。  
 ア 資本関係  
 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号))第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。  
 (ア) 親会社(会社法第2条第4号規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合  
 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
 イ 人的関係  
 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。  
 (ア) 一方の会社の取締役等(会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び指名委員会等設置会社(会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。))の取締役を除く。)及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合  
 (イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合  
 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

落札金額は、上記入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

注 1 入札方法の欄には、該当する入札方法をマルで囲むこと。 2 入札金額欄には、必要に応じ「無効」、「辞退」等を記載すること。 3 摘要欄には、「落札・落札率〇〇.〇%」、不落随契等の記載をすること。  
 4 落札率は、小数点第2位を四捨五入して記載すること 5 不要な欄等については、抹消して使用すること 6 この様式は、工事等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。